

新潟市児童館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 7 月 5 日

新潟市長

中原ハ一

新潟市条例第30号

新潟市児童館条例の一部を改正する条例

新潟市児童館条例（昭和39年新潟市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第1条第2項の表葛塚東児童館の項を削る。

第4条中「、早通児童センター及び葛塚東児童館」を「及び早通児童センター」に改める。

第5条第1号中「、三ツ森児童館、早通児童センター及び葛塚東児童館」を削り、同条に次の1号を加える。

(5) 三ツ森児童館及び早通児童センター 午前10時から午後6時まで

第14条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第10号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。